

ちよこつと通信

青木厚二郎税理士事務所

R2. 3月号

VOL. 093

いつもお世話になります。

確定申告の申告期限が延長になったことに伴い、振替納税の引落日が下記のように変更になりました。

所得税 令和2年5月15日(金) 消費税 令和2年5月19日(火)

今月もよろしく願いいたします。



私たちが感銘を受けた

先人の言葉

一通ずる
一芸は道に

日本のことわざ

一念の差

ほとんどすべての人間は
「もうこれ以上アイデアを考えるのは不可能だ」
というところまで行き着き、
そこでやめるか、
「いよいよこれからだ」と立ち上がるか、
このわずかな「一念」の差が、
人生の大きな分かれ目になってしまうのである。

エジソン

今月のいろいろ「掲示板」

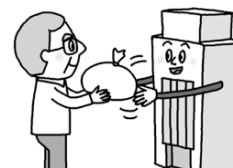
【コロナウイルス】

世界中で大流行のコロナウイルスは国民の生活に大きな影響を与えています。楽しみにしていた高校野球も中止になってしまいました。我が家の子供たちは突然長期の休みになり、祖父母の家でパズル、パン作りなど普段やらないことをして過ごしています。時間がたっぷりあるのもいいことですが早く元気に外で遊ぶ姿を見たいものです。(山田)



知っところ！「税務のマメ知識」

公益法人等への寄附と所得控除・税額控除



個人が一定の寄附金を支出した先が政党等、認定 NPO 法人等、公益社団法人等の場合には、所得税法上、「寄附金控除」として“所得控除”を受けるか、「寄附金特別控除」として“税額控除”の適用を受けるか、どちらか有利な方を選択できます（[所法 78](#)，[措法 41 の 18](#) 等）。

所得控除では、「寄附金の合計額－2 千円」が控除額となる。この寄附金の合計額は所得金額の 40% 相当額が限度です。

税額控除の場合には、寄附先が政党等では「寄附金の合計額－2 千円」の 30% 相当額、認定 NPO 法人等及び公益社団法人等に対しては、「寄附金の合計額－2 千円」の 40% 相当額がそれぞれ控除額となります。これら寄附金の合計額についても原則、所得金額の 40% 相当額が限度となります。所得控除については、その寄附金について当初申告していなくても更正の請求により適用を受けることが可能ですが、税額控除においては当初申告していなかった場合は適用を受けられません。当初に所得控除の適用を受けていた場合に、後日、更正の請求により税額控除に選択替えをすることもできません。

また、公益社団法人等に対し寄附を複数回行ったような場合において、一部に所得控除を適用しその他に税額控除を適用するといったこともできません。例えば、A 公益社団法人等に対し 2 回寄附し、B 公益社団法人等に 2 回寄附をした場合、その 4 回全ての寄附に対し、所得控除又は税額控除のいずれか一方のみを適用することになります（[措通 41 の 18 の 3-1](#)）。

引用；週刊税務通信 3595 号

事務所あれこれ日記

【ランチミーティング】

天ぷらを食べに行きました。

この時期あまり身体を動かすこともなく、事務所の PC に座っていることが多いので春は積極的に身体を動かしたいです。



AOKI LICENSED TAX
ACCOUNTANT OFFICE

青木厚二郎税理士事務所

〒501-0221

岐阜県瑞穂市只越 1054 番地 2

電話:058-260-4310

FAX:058-260-4311

<http://www.aoki-kaikei.com>

Mail:info@aoki-kaikei.com

